

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	02
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html">http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html</a>

執行機関名

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第4の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	一関市ひとり親家庭等医療費給付規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること	ひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭等の健康保持とともに、生活の安定と福祉の増進を図ること
⑦独自利用事務の関連規範		一関市ひとり親家庭等医療費給付規則(平成17年規則第112号)